

令和5年 第2回

# 農業委員会総会議事録

令和5年2月20日(月) 開催

多摩市農業委員会

令和5年2月20日(月)午後2時、東庁舎会議室で、令和5年第2回多摩市農業委員会総会が開催された。

参加委員は次のとおりであった。

1番 萩原弘委員、 2番 柚木実委員、 3番 萩原重治委員、 5番 新倉隆委員、  
6番 大松誠二委員、 7番 増田保治委員、 8番 伊藤忠男委員、 10番 澤登早苗委員、  
11番 増田実生委員、 12番 武内好恵委員、 13番 小暮和幸委員、 14番 青木幸子委員  
15番 小島豊委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 渡邊哲也、農地係長 沖迫達矢、書記 小形達也

午後2時に総会を開会した。

事務局長 (渡邊) 定刻となりましたので、只今より、令和4年第2回多摩市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、澤登早苗委員より、遅れて参加するとの連絡が入っております。

本日の出席委員は12名であります。多摩市農業委員会会議規則第6条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立することを報告いたします。

それでは、会議規則第4条の規定により、これより、議事の進行は、会長にお願いいたします。

会長(小暮) これより会議を開きます、本日の議事日程は

日程第1 第1号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の交付について

日程第2 第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第3 第3号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について

であります。

会長(小暮) 議事に入る前に、多摩市農業委員会 会議規則 第13条 第2項の規定により、議事録署名委員を2名、指名することになります。

指名は、議長によるものとし、本日の議事録署名委員は、1番 萩原弘委員、2番 柚木実委員 を指名いたします。

よろしく申し上げます。

- 会長(小暮) それでは議事に入ります。  
日程第1 第1号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の交付  
書記(小形) 日程第1 第1号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の交付  
について(連光寺・和田地区 各1件)を、電子音声により朗読し、説明した。  
**澤登早苗委員 入室**  
会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。  
本件に関して、質疑はございませんか？  
委員(新倉) 和田の件についてですが、主たる従事者は長男で、お母様と妹さんがいらっしゃるこ  
とと、一昨年からお身体を悪くしていることは伺っていました。とても良い農地であり、  
また期待をしていただけに、非常に残念です。  
会長(小暮) 私からひとつ確認となりますが、和田地区の件について、ほかに生産緑地は残ってい  
ますか？ 今回提出されている農地がすべてなののでしょうか？  
農地係長(沖迫) はい、おっしゃるとおりです。ほかに生産緑地は所有してございません。  
会長(小暮) わかりました。ほかに質疑はございませんか？  
**質疑なし**  
会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。  
会長(小暮) お諮りいたします。本件を可とする委員の挙手を求めます。  
**「挙手全員」**  
「挙手全員」であります。よって、本件は可決されました。  
会長(小暮) 次に、日程第2 第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを  
上程します。  
事務局に朗読と説明を求めます。  
書記(小形) 日程第2 第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (和田  
地区 1件)を、電子音声により朗読し、説明した。  
会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？  
**質疑なし**  
会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。  
会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？  
**質疑なし**  
会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。  
会長(小暮) お諮りいたします。  
本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。  
**「異議なし」の表示あり**  
「異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。  
会長(小暮) 次に、日程第3 第3号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行  
っている旨の証明書の交付についてを上程します。  
事務局に朗読と説明を求めます。  
書記(小形) 日程第3 第3号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っ  
ている旨の証明書の交付について(馬引沢地区 2件、関戸地区 2件、東寺方・連光寺地

区 各1件)を、電子音声により朗読し、説明した。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？

**質疑なし**

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

会長(小暮) 事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？

委員(新倉) 東寺方の件について補足をさせていただきます。去年の農地パトロール実施時に任意文書を送付したところですが、地元委員としてずっと経過を見てきましたが、一部分だけ野菜が植えてあり、冬なので下草は目立たないような状況です。

会長(小暮) ありがとうございます。その他の一部の件についてですが、税務署との確認を当事者が行ったことにより証明書を交付した、とありますが、事務局は税務署と確認を行ったのでしょうか？

農地係長(沖迫) はい、実際には、税務署から事務局へ連絡が入ったことから本件の事務処理を進めた経緯がございます。税務署と確認を行ったのちに当事者へ連絡・指導を行った事案となっております。

会長(小暮) わかりました。そういった経緯があれば、当該資料へ補足説明を入れるようお願いいたします。税務署からの通知は届いていたのですか？

農地係長(沖迫) 届いていました。当事者が紛失したとのことで、通知を再発行したと聞いております。今回は事なきを得ましたが、確定する可能性もあった事案ですので、納税猶予の適用を受けている方は注意が必要です。

会長(小暮) 確かに納税猶予の確定が起ってしまうと、大変な事態になります。証明書の交付がありませんと納税猶予を取り消す理由に該当してしまいますので、そういった意味も含め、事務局も税務署との確認が大切だと思われまますので、よろしくをお願いします。

委員(新倉) 東寺方の件については、当事者に頑張ってもらわないといけない、と思っています。特に、引き継いだ経過年数も長いことから、金額的な面からも留意すべき事案であり、注意深く見守っていきたいと思います。

会長(小暮) 納税猶予は税金だけでなく利子税も膨大な額に上ることから、次の3年を迎えるにあたって、東寺方の件のみならず、引き続き各委員の目配りなど、ご尽力をいただきたいと思います。他に質疑はございませんか？

**質疑なし**

会長(小暮) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

会長(小暮) お諮りいたします。

本件を報告の通り承認することにご異議ございませんか。

**「異議なし」の表示あり**

「異議なし」と認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

会長(小暮) 以上をもって、本日の議事日程は、すべて終了しました。

よって、会議を閉じます。

**終了(午後2時30分)**